平成 24 年５月 24 日

各　　位

会 社 名　橋本総業株式会社
代表者名　代表取締役社長　　橋本　政昭
（ＪＡＳＤＡＱ・コード７５７０）
問合せ先　執行役員会計ｸﾞﾙｰﾌﾟ長　橋本　和夫
電話（０３）－３６６５－９０１２

退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 24 年６月 28 日開催予定の当社第 75 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.　役員退職慰労金制度の廃止について

役員退職慰労金制度を平成 24 年６月 28 日開催予定の定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役につきましては、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、各取締役の退任後に支払う予定です。取締役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、当該定時株主総会に付議いたします。

2.　株式報酬型ストックオプションの導入について

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を含む）及び監査役（社外監査役を含む）に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることといたします。取締役（社外取締役を含む）及び監査役（社外監査役を含む）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を、平成 24 年６月 28 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。なお、当社の取締役（社外取締役を含む）及び監査役（社外監査役を含む）に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

①新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。
新株予約権の目的である株式の総数は、取締役に対しては 50,000 株（うち社外取締役 5,000 株）を、監査役に対しては 5,000 株（うち社外監査役 4,000 株）を、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数の上限とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役（社外取締役を含む）及び監査役（社外監査役を含む）それぞれに交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記②の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。
付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株

式の株式分割（当社普通株式の株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

②新株予約権の総数
取締役に対して割り当てる新株予約権の総数 500 個（うち社外取締役 50 個）及び監査役に対して割り当てる新株予約権の総数 50 個（うち社外監査役 40 個）を、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③新株予約権の払込金額
新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役（社外取締役を含む）及び監査役（社外監査役を含む）のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

以　上